

【令和8年第2回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和8年6月18日 文教委員長 小堀 祥子

- 「議案第80号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第81号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 条例に記載のある「子育てに関する知識及び経験を有する者」の内容について

国の通知に基づき、特定理学療法士等の保育所等における勤務経験が3年以上である場合、又は勤務経験が3年未満の場合であっても、理学療法士の資格に加え、子育て支援員研修等の国が定めた研修を修了した場合のいずれかに該当する者である。

* 今回の内閣府令改正内容を本市条例に反映しないこととする考えに至らなかった理由について

障害児の増加や各種保育ニーズ増加への対応を踏まえ、内閣府令の改正に至った経緯があり、本市条例においてその改正内容を反映しない取扱いとはしなかった。

* 条例による基準改正の内容に関する指導監査について

今回の改正は、保育の質の向上とともに、職員確保に資する側面があると認識しており、引き続き指導監査等を通じ、適切な運用状況について確認する方針である。

* 特定性犯罪事実該当者の具体的な定義について

特定性犯罪事実該当者の定義は国から示されており、拘禁刑の有罪判決が確定した者については、刑の執行終了から20年が経過していない場合、特定性犯罪で執行猶予付きの有罪判決を受けた者は、裁判の確定日から10年が経過していない場合、特定性犯罪で罰金刑の有罪判決を受けた者は、刑の執行が終わってから10年が経過していない場合等と定義されている。

* 特定性犯罪事実の確認対象者の範囲について

特定性犯罪事実の確認対象者としては、法令等の施行前から勤務している職員等も対象に含まれる。

* 犯罪歴が判明した職員の配置転換後の業務内容について

児童の安全を確保する観点から児童に関わらない範囲での職務に従事すること等を想定している。

* 個人の犯罪歴等の情報管理方法に関する事業者への周知について

今後、弁護士による動画配信を活用した研修を実施するなど、周知を図るとともに、本庁及び区役所等で連携し、事業者からの相談等に対応する予定である。

*** 市内保育園等施設における犯罪事実確認実施状況の本市のモニタリング方法について**

極めて機密性の高い個人情報であるため、監査の機会等を通じて市内保育関係施設の各職員の犯罪事実確認情報を本市で収集することは検討していない。しかし、各施設における実施状況及び施設における情報管理状況については、モニタリングを実施する必要があると認識している。

*** 特定性犯罪事実該当者への対応が施設任せになる可能性について**

特定性犯罪事実該当者であっても労働法等の保護により、即時解雇とはならず、配置転換等での対応が基本となることから、市内保育関係施設の規模や運営状況が様々であることを踏まえると、市が個別の事案について対応を指示することは困難であると認識している。今後、国からの通知を踏まえ、本市の対応方法の在り方について検討する見込みである。

*** 12月の法令等の施行に向けた各種作業等の取組状況について**

制度導入に際して必要となる各施設によるシステム利用のためのアカウント取得等、市内保育関係施設に対し、法令等の施行に伴い必要となる確認事項等について周知を実施している。

*** 市内保育園等の施設数及び職員数について**

民設民営の認可保育園は市内に約430施設あり、地域型保育事業と併せた場合には約500施設あると認識している。また、当該関係施設に勤務する職員は合計約8,000人である。

《意見》

- * 今回の法令等の改正に伴う対応に苦慮しているとの意見を事業者及び利用者から仄聞しているため、市として丁寧な相談対応及び情報発信を心掛けてほしい。
- * 事業者及び利用者が相談先に迷うことのないよう、問い合わせ窓口の明確化を図ってほしい。
- * 保育の質が担保されるよう、監査体制等の強化を検討してほしい。
- * 特定性犯罪事実該当者への対応について、現場である施設任せにせず、行政としての管理監督責任を果たしてほしい。
- * 理学療法士を保育士として見なすとの基準緩和には課題があるものの、保育士の配置基準を引き上げること及び子どもを性犯罪から守るとの改正の趣旨を踏まえ、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第82号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 条文中に「当分の間」との文言が盛り込まれた理由について**

学級規模を30人以下とすることに伴い、クラス編成の検討、職員増員及び教室施設の整備が必要である可能性を考慮し、一定期間の猶予を設けている。また、

この内容は国において定めたものである。

*** 条例改正による認定こども園への影響について**

既に30人以下で運営している保育施設が多いため、おおむね影響がないものと認識している。

《意見》

* 理学療法士を保育士として見なすとの基準緩和には課題があるものの、保育士の配置基準を引き上げること及び子どもを性犯罪から守るとの改正の趣旨を踏まえ、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第83号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 理学療法士を保育士として見なすとの基準緩和には課題があるものの、保育士の配置基準を引き上げること及び子どもを性犯罪から守るとの改正の趣旨を踏まえ、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第84号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 条例改正により可能となる満3歳以上限定小規模保育事業に関する運営基準について**

満3歳以上限定小規模保育事業は、小規模保育A型と同様の運営基準である。具体的には、職員配置基準が3歳児15人に対して職員1人、4歳及び5歳児25人に対して職員1人を配置する必要がある。また、施設面積基準が児童1人当たり約1.98平方メートル、園庭基準が児童1人当たり3.3平方メートル以上を確保しなければならない。

*** 他の小規模保育施設類型への満3歳以上限定小規模保育事業の対象拡大について**

満3歳以上限定小規模保育事業を小規模保育施設B型及びC型の施設に対し、対象拡大する方針について、現時点では具体的な議論については認識していない。

*** 本市における小規模保育事業を展開している運営法人の状況について**

小規模保育事業所等は市内に86施設あり、その運営法人の大部分が株式会社による運営である。

《意見》

* 今回の法改正により可能となる満3歳以上を限定小規模保育事業の導入については株式会社による参入が予想される。株式会社による運営は、利益の確保が前提となることから人件費が削減される傾向にあり、保育の質の低下を招くこ

とや、この規制緩和の動向により小規模保育施設B型及びC型にも3歳以上の限定小規模保育事業が拡大すること等について懸念があるものの、子どもを性犯罪から守るとの改正の趣旨を踏まえ、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第85号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 小規模保育事業を3歳から5歳限定で実施可能とした場合、株式会社が運営する保育施設の増加を招くことが懸念される。株式会社による運営の場合、人件費比率が低い傾向にあるため、保育の質の担保に課題があると認識していることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第86号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第92号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について」

- 「議案第93号 川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも市民館・図書館への指定管理者制度の導入に関する内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 現在、指定管理者制度を導入している市民館・図書館及びその導入時期について

中原市民館、高津市民館、高津市民館橘分館、高津図書館橘分館、多摩市民館、麻生市民館、麻生図書館、麻生市民館岡上分館及び麻生図書館柿生分館で指定管理者制度を導入している。また、導入時期については、当該施設のうち、中原区及び高津区の施設が令和7年4月であり、多摩区及び麻生区の施設が令和8年4月である。

* 指定管理者制度導入後の市民館・図書館に対する利用者の意見について

利用者懇談会などを通じて利用者の意見を集約している。指定管理者制度導入後の市民館・図書館について、雰囲気明るくなった、職員の対応が良いとの好意的な評価が寄せられており、施設全体として、現時点で課題については認識していない。

* 指定管理者制度導入後の市民館・図書館の職員配置数の妥当性について

施設運営上必要な人員は確保されており、施設運営に支障はないものと認識し

ている。

- * 指定管理者制度導入後の市民館・図書館の雇用形態及び賃金水準の把握状況について

各施設における雇用形態及び給与水準については、現在、確認中である。

《意見》

- * 指定管理者による運営移行後に雇用される職員の人員配置状況及び給与水準については事業者の経営手法に関わる内容として外部に示されない場合があるとのことだが、実態について把握し、公表してほしい。
- * 市民館・図書館は社会教育施設であり、憲法に基づく学ぶ権利の保障に資する重要な施設であることから、運営を民間に委ねることについては慎重であるべきである。また、指定管理者制度により、職員の雇用の不安定化、専門性の低下及び指定管理期間ごとに管理者が変更となる可能性がある等の理由から本議案には賛成できない。

《議案第92号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第93号の審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第95号 高津区保育・子育て総合支援センター新築工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

- * 施設新築後の地域子育て支援センターかじがや廃止の可能性について

地域子育て支援センターかじがやのような単独型の施設については、保育・子育て総合支援センターの整備に伴い、統廃合することが基本方針であるが、現時点では未定である。今後、関係局との協議を踏まえ、方向性を検討していく予定である。

- * 周辺の交通利便性の向上に向けた取組実施の可能性について

現地周辺の交通課題について認識しているものの、今回の新築工事計画には、周辺の交通利便性の向上に向けたインフラ整備は含まれていない。今後、地域住民等からの要望などを踏まえながら、関係局と連携し、対応を検討する予定である。

《意見》

- * 保育・子育て総合支援センターの新築後、既存の地域子育て支援センターは統廃合される傾向にあるが、子育て支援施設は地域において身近な環境に立地していることが重要であり、施設の集中には課題があると認識している。
- * 交通利便性の向上に向け、歩道橋の整備等について検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第97号 宮前区における町区域の変更について」

《主な質疑・答弁等》

* 町区域の変更に至った経緯について

鷺沼駅前地区の再開発事業に伴い、住居表示における町界変更の実施基準に準じて、市道の区域の変更に合わせて、鷺沼1丁目と3丁目の町界を変更するものである。

《意見》

* 本議案は鷺沼駅前地区の再開発事業に伴うものであり、再開発事業に反対していることから本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第98号 川崎市田島コミュニティセンターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理予定者の本市における他施設等の運営実績の有無について

指定管理予定者は、本市の他施設における運営実績はない。

* 指定管理予定者における地域特性の理解の促進に向けた取組について

約2年間の開設準備期間を活用し、地域特性について理解を深める方針であり、川崎区役所等が理解の促進に向け、地域参加への取組を支援する予定である。

* 高齢者向け機能及び子ども向け機能の両立に向けた具体的な取組について

これまでに施設内の動線の交差等による安全面への不安について意見があったものの、建物のバリアフリー化、利用時間及び利用空間の分離等により対応していく方針である。

* 新たなコミュニティセンターの設計見取図の作成状況及び設計に関する市民意見聴取の予定について

現在、地域住民等から聴取した意見を踏まえ、設計見取図を作成中である。また、設計図面が完成に近づいた段階で、説明会を実施する予定である。

* 指定管理予定者における放課後健全育成事業等の実績について

指定管理予定者における放課後健全育成事業等の実績はない。

* わくわくプラザ及びこども文化センターの運営知識及び技術の継承について

約2年間の引継ぎ準備期間において知識及び技術を継承する予定であり、また、現在、当該施設で勤務中の職員については、本人の意思を確認した上で、指定管理予定者の法人へ移籍する等の対応について、新旧指定管理者と調整する機会を設ける方針である。

* 選定評価委員会における指定管理予定者の提案内容について

子ども向けの提案として、市内企業従事者が講師を務める子どもおしごとランドを開催することや、高齢者向けの市民講座を毎日企画し、健康増進と併せて交流の場を設ける取組について提案があった。また、多世代対象の取組として、市内企業及び障害者施設の生産物を販売する販売会等が提案された。

* 選定評価委員会における評価委員の主な意見について

他自治体における実績があり、その知見等の活用に期待したいとの意見のほか

か、多世代交流の場及び新しいコミュニティに関する提案内容が明白であり、新しい試みが見込まれるとの意見があった。

*** 災害対応に関する仕様書の内容について**

現地の地域特性上、震災時の建物倒壊、道路損壊に加え、津波及び高潮の被害が想定される地域であり、防災備蓄として、水、食料及び携帯トイレ等の備蓄、災害時の区本部との情報連携及び地域への情報発信を支所として実施する。また、平時における防災訓練等の実施について仕様書に記載している。

*** 災害時の市と指定管理予定者の連携について**

災害時の対応として、指定管理予定者、川崎区役所及び市民文化局で密に連携するよう協議を進めていく予定である。

《意見》

* 建物設計に市民意見を反映する機会を設けてほしい。

* 指定管理者の変更により、利用者に影響が生じないように努めてほしい。

* 以前のこども文化センターの指定管理者変更時の反省を生かし、新旧指定管理者の職員が同時に勤務する日程を確保するなどの方法により、円滑な引継ぎに努めてほしい。

* 令和元年東日本台風時の対応に関する反省を生かし、災害時の対応については市と指定管理予定者は適切に連携してほしい。

* 指定管理者予定者における防災上の地域特性に関する知識及び技術の習得について、徹底してほしい。

* 指定管理者制度に関する課題に加え、こども文化センター及び老人いこいの家を統廃合し、設置することとなった本施設の設立に反対した経緯から、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「請願第36号 川崎市民プラザの存続を求める要望に関する請願」

《請願の要旨》

利用者、周辺住民、町内会・自治会の声をよく聴いて、これまでの川崎市民プラザが果たしてきた機能・規模を十分考慮して、市民の要望を十分取り入れ、建て替えも含め整備、存続させることを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

川崎市民プラザは、高津区新作に所在し、昭和54年に開設された大規模公共施設であり、健康増進、文化振興、市民交流及び地域防災の拠点として、長年、地域に親しまれてきた。現在においても、近隣住民を中心に一日平均で約700人が利用し、各種講座及び地域イベント等の開催を通じて重要な役割を果たしている。

一方で、開設から47年が経過し、施設全体の老朽化が進行しており、今後、各種課題への対応等に係る工事等を実施した場合には、多額の費用を要する見込みである。

また、利用者数の減少、施設内の未利用諸室の存在及び類似機能の重複など、施

設運営上の課題が顕在化していることに加え、少子高齢化及び人口減少の進行、気候変動の影響による災害リスクの増大、さらには物価及び建設費の高騰等、社会経済環境は厳しさを増している状況である。

これらの状況を総合的に勘案し、現施設の機能及び規模を維持することは合理的ではないと判断した結果、令和8年度末をもって現施設の利用を終了することを一昨年度に公表し、既存機能及び地域特性を踏まえつつ、社会課題に柔軟に対応可能な新たな施設整備を進めることなどの基本的な考え方を昨年度に策定した。

なお、周辺地域においては同様の機能を有する公共施設が少ない状況であり、特に体育施設については、代替先の確保が困難な状況にあることから、地域ニーズへの適切な対応が重要な課題となっている。

今後は、基本的な考え方を踏まえ、取り巻く環境の変化及び官民の役割分担等を踏まえつつ、施設機能の合理化及び最適化を図り、将来にわたり持続可能で、かつ半世紀先を見据えた適正な機能及び規模を備えた施設の整備について検討を進める方針である。

《主な質疑・答弁等》

* 仮に現施設を修繕及び耐震化した場合の費用について

試算では、修繕に必要な費用として約4.1億円、耐震化については約1.4億円を見込んでおり、建設工事費デフレーターの影響により、今後、更なる高騰が予想される状況である。

* 閉鎖期間中の本館の部分利用に関する可能性について

市民プラザの敷地には急傾斜地が多く、安全対策の都合上、閉鎖期間中の部分利用については検討していない状況である。

* 閉鎖期間中の本館を除いた諸施設の利用について

現在、敷地内の小高庵、日本庭園及び子どもの遊び場等については、閉鎖期間中の利用の可否について検討中である。

* 市民プラザ内の温水プールに関する利用者からの意見について

市長への手紙、メール及び電話等で温水プールについては、再整備後にも残してほしいとの意見が寄せられている状況である。

* 市民プラザ閉鎖期間中の温水プールの代替施設について

市内の公共施設としては、麻生区のヨネッティ一王禅寺、又は多摩区のスポーツセンター等を想定している。

* 市民プラザ閉鎖期間中のバス路線の運行状況について

市民プラザ利用者を除く近隣住民にも需要があることを認識しているため、閉鎖期間中のバス路線の取扱いについては関係局と協議する予定である。

* 市民意見の聴取を目的とした説明会の実施方法及び時期について

市民意見の聴取に関して、オープンハウス型説明会を高津区に限らず、全市で実施する方針である。また、ワークショップについては、地域住民や利用者を中心に、3回から4回程度実施する方針である。なお、実施時期については令和8年度の夏頃からを予定している。

* 市民プラザ敷地内の土砂災害特別警戒区域への対策について

敷地内の土砂災害特別警戒区域に対しては、今後、開発行為を行う際に安全対策が必要となることから、令和8年度に専門業者による基礎調査を実施する予定である。

*** 施設閉鎖の方針決定から閉鎖までの期間を約2年とした理由について**

令和4年度から老朽化等を踏まえた今後の方向性の検討を進めた結果、耐震性の不足をはじめとする諸課題等も合わせて判明したため、一昨年度に現施設の利用終了を決定したが、利用者の移行期間を考慮して約2年の猶予期間を設定した。

*** 市民プラザの利用による文化振興及び健康増進効果の認識について**

市民プラザの機能として、施設内設備による文化振興及び健康増進効果があることに加え、市民交流の場としての機能等、定量的評価が困難な部分の役割も有していると認識している。

*** 高津区における公共施設の資産マネジメント計画との連携状況について**

公共施設の資産マネジメントについては総務企画局の所管であるが、日常的に情報共有しており、市民利用施設の閉鎖及び改修時期の重複等を考慮しながら、今後も、近隣住民及び利用者に影響が生じないように連携する予定である。

*** 小高庵の維持管理方法及び予算について**

維持管理については、市民プラザ全体の保守工事予算の中から軽易工事として執行し、実施している。また、今後大規模工事を行う場合には、単独で予算を確保し、適切に維持管理を実施する方針である。

*** 近隣町内会による地域イベントの代替開催地について**

現在、数千人規模の参加がある新作第一町内会の盆踊り等を含め、市民プラザを会場としている地域イベントについて、代替の会場を模索している状況である。代替開催地等に関する相談には、高津区役所等も加わり、対応している。

《意見》

* 温水プールは近隣の橋処理センターの建設に際し近隣住民との合意によって建設されたものであり、営業を継続するよう努めてほしい。

* 本館施設の天井構造について、耐震上の課題が生じていることを踏まえ、再整備後については、幕天井の採用なども検討してほしい。

* 市民意見の聴取を目的とした説明会等では市民意見を広く聴取することに努め、寄せられた意見については、今後の整備構想に反映し、周知を徹底するように努めてほしい。

* 敷地内の土砂災害特別警戒区域における安全確保の方向性について、明確に示してほしい。

* 敷地内は通勤通学の経路となっており、工事により通行の支障が生じないように努めてほしい。

* 敷地内にある小高庵については、存続を求める陳情が令和7年度の市議会文教委員会において、全会一致で採択されているため、存続に向けて十分に協議を実施してほしい。

* 敷地内にある小高庵の維持管理について、同時期に移設された愛知県犬山市の如庵と比較して、管理が行き届いていないように思われるため、管理を徹底してほ

しい。

- * 規模の適正化により、必要な機能を縮小しないよう、十分に市民意見を聴取し、市民から喜ばれる再整備としてほしい。
- * 公共施設の資産マネジメントの取組と十分に連携し、高津区における住民の施設利用に不便がないよう努めてほしい。
- * 敷地内にある子どもの遊び場については近隣保育施設の園庭代わりとして活用されているため、本館閉鎖期間中も利用が可能となるように努めてほしい。
- * 本館の再整備に際しては、帰宅困難者一時滞在施設としての機能等を備えることを想定し、施設規模及び備蓄物資の規模の適正化について検討に努めてほしい。
- * 地域イベントで市民プラザを利用していた町内会・自治会に対しては、説明会の意見聴取ではなく個別にヒアリング等を実施してほしい。

《取り扱い》

- ・ 高津区民のほか多くの市民が市民プラザを利用している現状に加え、本施設の立地条件等の状況を鑑み、本請願は趣旨採択すべきである。
- ・ 本請願は利用者及び近隣住民の意見を十分に聴取し、再整備後の市民プラザに反映するように求める内容であり、趣旨には賛同できるため、本請願は趣旨採択すべきである。
- ・ 現在、市民プラザにて行われている各種イベント及び講座を今後継続するためには施設存続が重要であり、その趣旨を踏まえ、本請願は趣旨採択すべきである。
- ・ 費用面における課題に限らず、ごみ処理センターに隣接している特段の配慮を踏まえた場合、近隣住民や利用者が今回の請願で求めた趣旨については賛同できるため、本請願は趣旨採択すべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択